

南知多町教育委員会（平成28年8月定例会）会議録

開閉会の日時	平成28年8月25日（木） 午後1時30分 開会 午後4時45分 閉会
開催場所	南知多町役場 委員会室(東)
出席した構成員	大森宏隆教育長、小久保五資教育長職務代理者、坂口薫史委員、大岩芳子委員、池戸義久委員、日比淳子委員
説明のため出席した職員	内田静治教育部長兼学校教育課長、森 崇史社会教育課長、宮本政明学校給食センター所長、筒井重光指導主事、鈴木和芳学校教育課学校教育係長
議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

(別 紙) 平成28年8月 定例教育委員会 会議日程

日 時 平成28年8月25日(木)
午後1時30分
場 所 南知多町役場 委員会室(東)

日程1 会議録の承認

日程2 教育長報告

日程3 議案第29号 町議会の議決を経るべき議案(平成27年度南知多町一般会計
歳入歳出決算認定のうち教育費)について

日程4 議案第30号 町議会の議決を経るべき議案(南知多町職員の退職管理に関
する条例の一部改正)について

日程5 議案第31号 南知多町職員の退職管理に関する規則の一部改正について

日程6 議案第32号 愛知教育大学と知多地区5市5町教育委員会の相互連携に関
する協定について

日程7 協議・報告事項その他自由討議

(1) 児童生徒に関する問題対策について

(2) 後援申込みについて

(3) 学校教育課関係の行事予定等について

(4) 社会教育課関係の行事予定等について

(5) 学校給食センター関係の事業等について

(6) その他

ア 11月定例教育委員会の日程について

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>それでは、ただ今より、8月定例教育委員会を開会いたします。 本日の出席は私と教育委員5名全員であり、会議は成立いたします。 会期は規則の定めるところにより、本日1日限りといたします。</p>
大森教育長	<p>教育委員会の会議は、原則公開であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と規定されています。</p>
大森教育長	<p>つきましては、本日の協議事項である「日程3 議案第29号 町議会の議決を経るべき議案（平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定のうち教育費）について」、「日程4 議案第30号 町議会の議決を経るべき議案（南知多町職員の退職管理に関する条例の一部改正）について」は、町議会に上程する前の意思決定過程の情報であり、また、「日程7 協議・報告事項その他自由討議」のうち、「(1) 児童生徒に関する問題対策について」は、児童生徒の個人情報が多く含まれていますので、この部分の会議については、非公開とすることを提案させていただきます。</p> <p>それでは、この提案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p>
大森教育長	<p>ありがとうございました。挙手全員でありましたので、可決されました。</p> <p>つきましては、傍聴人の方がおみえになった場合には、当該議事の際、ご退席いただくこととなりますので、よろしくをお願いします。</p>
大森教育長	<p>それでは、「日程1 会議録の承認について」に入ります。 前回7月定例会の会議録を回しますので、ご確認願います。</p> <p style="text-align: center;">(前回の会議録を回し、各委員署名を行った。)</p>
大森教育長	<p>それでは、次に移ります。「日程2 教育長報告」につきまして、私から報告させていただきます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>(7月定例教育委員会以降参加した町校長会議、知多地方教育事務協議会幹事会、知多地方教育委員会会議を始め、会議その他各行事等の状況について報告説明した。また、小中学校児童生徒数の推移に係る実績と今後の見込みの状況についても説明した。)</p> <p>私からの報告は以上であります。 ご質問等がありましたら、お受けします。</p> <p>(質問なし)</p>
大森教育長	<p>質問もないようですので、次に移らせてもらいます。</p> <p>【「日程3 議案第29号 町議会の議決を経るべき議案(平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定のうち教育費)について」及び「日程4 議案第30号 町議会の議決を経るべき議案(南知多町職員の退職管理に関する条例の一部改正)について」は、非公開において審議されたため、南知多町教育委員会会議規則第15条第3項の規定により、会議録は別途作成】</p>
大森教育長	<p>続いて「日程5 議案第31号 南知多町職員の退職管理に関する規則の一部改正について」に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>平成28年4月1日に施行された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第14条により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第1項が改正され、県費負担教職員に係る退職管理は市町村教育委員会が行うものとされたことに伴い、現行規則の一部を改正する必要があるからです。</p> <p>地方公務員の退職管理の適正確保のための規制強化、つまり、再就職者が在職時の地位や人間関係を利用して、行政に影響力を行使することを防ぐための措置であり、具体的には、元職員が現職の職員に対して、契約や許認可など職務上の行為に関する要求や依頼を禁止するものです。</p> <p>改正の主な内容としては、まず、規則第6条について、地方公務員法第38条の2第4項の規定による再就職者による依頼等の規制の対象者として、南知多町立の小中学校の「校長」を追加するための規定</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>の改正、また、規則第 12 条については、法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定による県費負担教職員の再就職者による依頼等の承認申請書の提出先を「南知多町教育委員会」とするための規定の改正、次に、規則第 21 条については、法第 38 条の 6 第 2 項の規定による県費負担教職員の再就職者に係る再就職情報届出の対象者として、南知多町立の小中学校の「校長」を追加するための規定の改正であります。</p> <p>なお、改正規則の施行期日は、条例の施行期日に合わせるため、公布の日としています。</p>
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p>
小久保委員	<p>事務局より、今回の県費負担教職員に係る退職管理の規制強化の対象者として、小中学校の校長とする旨説明がありましたが、その理由を説明してください。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>県費負担教職員については、基本的に知多管内で人事異動が行われるため、退職管理の規制対象者も管内であわせておく必要もあるのではないかとということで、管内教育委員会担当課長と協議をさせていただきました。その結果、退職後の学校への影響力や、県立高等学校での愛知県教育委員会の取り扱いなどを参考に、退職管理の規制強化の対象者を、小中学校の校長とさせていただきました。</p>
池戸委員	<p>小中学校の校長の中には、私立高校へ再就職する人もいると聞きますが、規制の対象となるのですか。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>私立高校は、国、地方公共団体、独立行政法人には当たらないため、規制の対象になると思います。</p>
大森教育長	<p>他にご質問等もないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>「議案第 3 1 号 南知多町職員の退職管理に関する規則の一部改正について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
大森教育長	<p>挙手全員でありますので、議案第 3 1 号につきましては、原案どおり可決されました。</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>続いて「日程6 議案第32号 愛知教育大学と知多地区5市5町教育委員会の相互連携に関する協定について」に入ります。私より説明させていただきます。</p>
大森教育長	<p>このたび、子どもの健やかな成長及び教職員の資質・能力の向上並びに学生の実践力育成等において、相互に協力し、学校教育の発展と人材の育成に寄与することを目的として、愛知教育大学と知多地区5市5町教育委員会は、相互の人的・知的資源の交流を図り、多様な分野で協力していくために協定を締結したいと考えています。</p> <p>連携事項としては、(1)子どもの健やかな成長に関すること、(2)教職員の資質・能力の向上に関すること、(3)学生の実践力育成に関すること、(4)現代的教育課題に関すること、(5)その他双方が必要であると認めることとさせていただきます。</p> <p>また、連携事項を円滑に推進するために、協議の場として、別途・連携推進協議会を設置するとともに、連携実施に当たり、研究に係る経費については各機関が負担することとしますが、職員の派遣経費は、要請した側が負担することとしています。</p> <p>なお、本日、本件について、可決いただきましたら、10月5日に、愛知教育大学において、管内の他市町とともに、協定の締結式を行う予定をしておりますので、併せてよろしく申し上げます。</p>
大森教育長	<p>私からの説明は、以上であります。これより審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問なし)</p>
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>「議案第32号 愛知教育大学と知多地区5市5町教育委員会の相互連携に関する協定について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
大森教育長	<p>挙手全員でありますので、議案第32号につきましては、原案どおり可決されました。</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>次に、「日程7 協議・報告事項その他自由討議 (1) 児童生徒に関する問題対策について」、に入ります。</p> <p>【「日程7 協議・報告事項その他自由討議 (1) 児童生徒に関する問題対策について」は、非公開において審議されたため、南知多町教育委員会会議規則第15条第3項の規定により、会議録は別途作成】</p>
大森教育長	「(2) 後援等申込みについて」、事務局の説明をお願いします。
事務局 (鈴木学校教育係長)	(南知多町教育委員会教育長に対する事務委任規則により、教育長に委任されている後援申込みに係る事務処理状況について、申込みのあった3件の事業概要等を報告した。)
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問なし)</p>
大森教育長	ご質問等もないようですので、次に、「(3) 学校教育課関係の行事予定等について」、「(4) 社会教育課関係の行事予定等について」、「(5) 学校給食センター関係の事業等について」、順次、事務局の説明をお願いします。
事務局 (内田教育部長)	(学校教育課関係の8月から9月にかけての行事予定について、説明した。)
事務局 (森社会教育課長)	(社会教育課関係の8月から9月にかけての行事予定について、説明した。)
事務局 (宮本給食センター所長)	(9月分の給食献立原案について、説明した。)
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>ご質問等もないようですので、(6) のその他に入ります。 11月定例教育委員会の日程については、いかがでしょうか。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>11月の定例教育委員会は、11月29日(火) 午後に開催したいと考えていますので、よろしくお願いします。</p>
大森教育長	<p>ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
大森教育長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>ご質問等もないようですので、以上で本日の予定はすべて終了いたしました。 これをもちまして定例教育委員会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。</p>